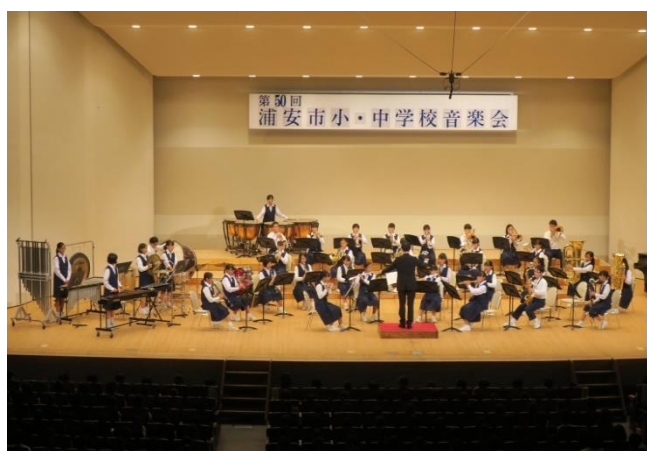


# 安全で適切な 部活動運営の指針 (改訂版)



浦安市教育委員会

平成31年(2019年)2月改訂

## 目次

### 1 浦安市のめざす部活動

- |                        |   |
|------------------------|---|
| (1) ゆとりのある運営について       | 2 |
| (2) 安全な運営について          | 3 |
| (3) 児童生徒のニーズを踏まえた環境の整備 | 5 |

### 2 部活動を計画的に運営するために

- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| (1) 部活動全体計画・各部の年間指導計画の立案      | 7  |
| (2) 適切な運営のための体制整備             | 7  |
| (3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 | 8  |
| (4) 顧問の負担軽減                   | 9  |
| (5) 運営経費の適切な管理                | 10 |

## はじめに

学校の部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、児童生徒が自分の興味・関心に応じて、自主的・自発的に活動する中で、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係の形成等に資するものです。

しかしながら、変化の激しい今日の社会情勢の中、問題行動やいじめの発生、多様な価値観をもった児童生徒や保護者への対応、少子化に伴う児童生徒の減少、部活動顧問の不足等、部活動を取り巻く環境は複雑化し、学校や教員だけでは、解決できない課題が増えています。

さらに、教員の長時間勤務の実態が明らかとなり、学校における働き方改革に向けた取り組みを推進していくとともに、教員の部活動における負担軽減についても、取り組むことが必要です。

そのような中、平成30年3月には、スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、6月には、千葉県教育庁教育振興部体育課が「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」を改訂し、さらに12月には、文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定しました。

これを受けて、浦安市教育委員会としても、平成27年3月に策定した「安全で適切な部活動運営の指針」を改訂することとし、公立中学校の部活動（運動部・文化部）が生徒及び教員にとって望ましい活動環境のもと、最適に実施されることを目指しています。また、小学校についても対象とし、児童の心身の発達程度にさらに配慮するものです。

特に活動時間及び休養日の設定を見直し、「児童生徒のニーズを踏まえた環境の整備」、「適切な運営のための体制整備」、「合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み」の項目を追加しました。

各学校においては、従前行われてきた指導方針や練習方法を見直し、部活動に対する意識を改革し、活動時間の在り方や休息の取り方等、多方面から検証し、この指針に基づいて運営されることが望まれます。教育委員会として、学校が速やかに改革に取り組み、部活動を持続可能なものにより、浦安市の児童生徒が、生涯にわたって豊かな人生を実現する資質・能力を育むことを期待いたします。

平成31年(2019年)2月

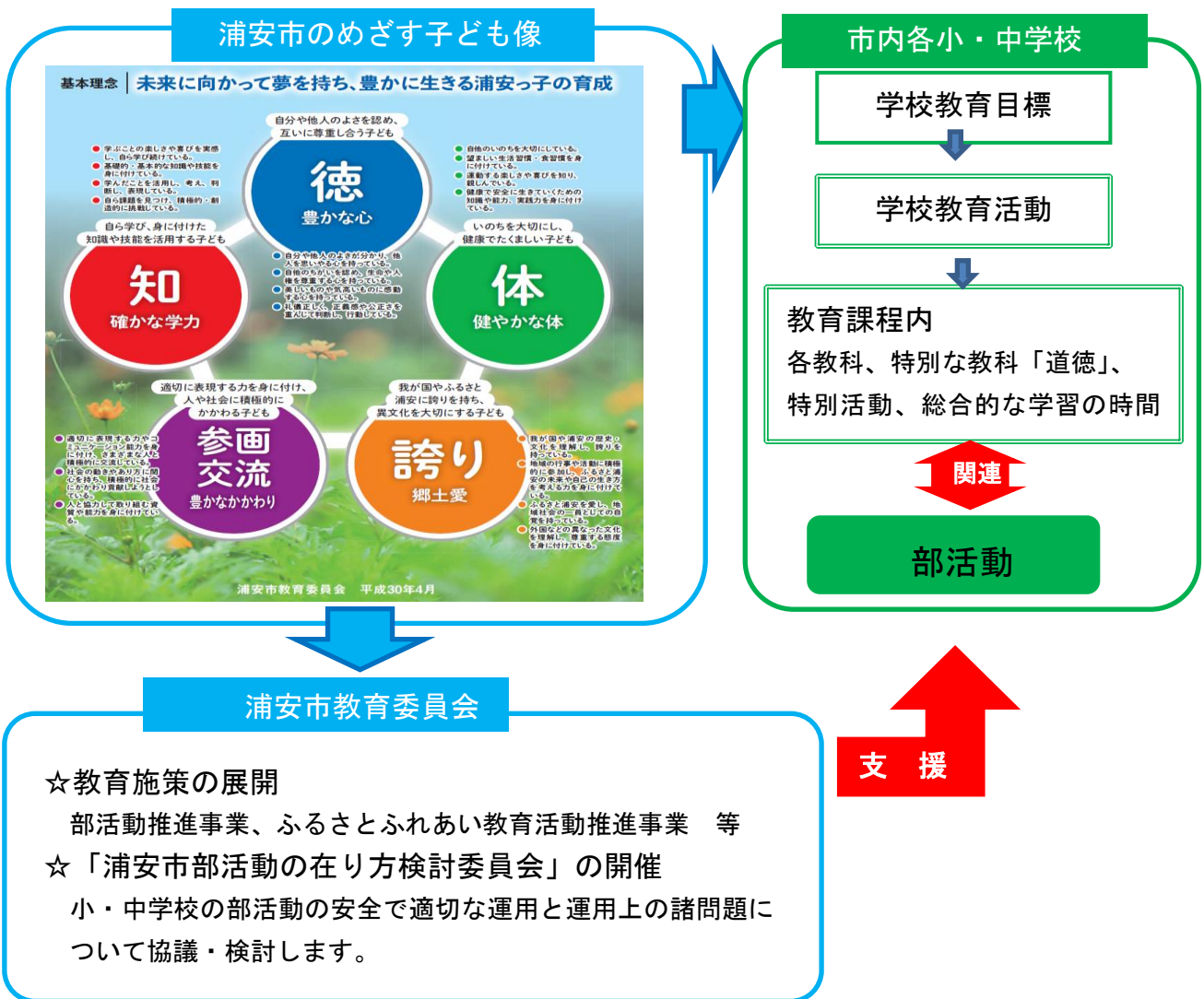
浦安市教育委員会

# 1 浦安市のめざす部活動

部活動は、学校教育の一環として、文化や芸術、運動等共通した興味と関心を持つ児童生徒が部活動顧問の指導のもと、自発的・自主的に行う活動です。

浦安市では、市及び各小・中学校のめざす子ども像の実現のため、魅力ある部活動の推進を図ります。

## ～めざす子ども像の実現に向けて～



### 【「魅力ある部活動の推進」のための方策】

- ① 児童生徒の負担の軽減・・・ゆとりのある運営
- ② 安全管理と安全指導の徹底・・・安全な運営
- ③ 生徒数減少への対応・・・児童生徒のニーズを踏まえた環境の整備

## (1) ゆとりのある運営について

部活動の運営にあたっては、児童生徒の生活のバランスや将来的な成長を見据え、教育的な配慮のもとに活動内容や活動日数、活動時間の適切な設定が必要です。長時間の練習や土・日曜日等の練習・試合の実施等、過度の活動による児童生徒への疲労の慢性化や蓄積を防ぐためにも、休養日の設置は必要不可欠です。

また、教員の長時間勤務の実態が明らかになり、学校における働き方改革に向けた取り組みを推進していくため、教員の部活動における負担軽減についても、取り組むことが求められています。

そこで、本市小・中学校は、全市的に部活動の「活動時間」及び「休養日」を見直し、児童生徒の心身のリフレッシュ等を積極的に図ることとします。

### 活動時間の設定

長くとも、平日の練習時間は2時間程度、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）を含む学校の休業日は3時間程度とします。これを超えて活動する場合であっても、その前後の活動時間を短縮すること等により、過度にならないよう留意します。

※始業前練習の必要性を含めて留意（小学校は、朝練習のみの学校も多いことから）すること。

### 休養日の設定

学期中は、平日（※月曜日か水曜日のいずれか）、週末ともに1日以上、少なくとも週当たり2日以上以上の休養日を設けることを基準とします。週末に大会等に参加した場合は、他の日に休養日を振り替えます。

長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いとしますが、児童生徒が十分な休養を取ることができるよう、まとまった休養期間（オフシーズン）を設けます。

※本市では、これまで月曜日の始業前練習及び水曜日の放課後練習は、市内一斉の休養日としており、定着化が図られていることから。

休養日及び活動時間等の設定については、効率的・効果的な部活動の推進に向けて地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間等、部活動共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める等の工夫が考えられます。

## 【期待される効果】

### 児童生徒

- 効率的な体力の向上と怪我の防止
- 心身のリフレッシュ
- 「家庭の日」の確保

### 教員

- 校務に係る時間の確保
- 心身のリフレッシュ
- 「家庭の日」の確保

### 【参考】

#### 超回復（スーパーコンペセーション）

トレーニングにより筋肉に強い負荷を与え続けると、一時的に筋力が低下します。しかし、十分な休養と栄養をとれば、筋力が元の状態に回復し、さらに負荷を与える前よりも筋力が向上します。

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
トレーニングによる疲労により、身体の諸機能が低下する。	休息により枯渇したエネルギーの回復や損傷した筋繊維の修復が行われる。	適切な休息によって、以前の水準よりも回復する。 ↓ <b>超回復</b>	超回復の効果が続いている期間内に、再び刺激が与えられないと効果は消失し、日常レベルに適合した機能水準に戻ってしまう。

【出典】「公認アスレティックトレーナー専門科目テキスト」（日本体育協会）

## （2）安全な運営について

学校教育の一環として実施する部活動においては、児童生徒の安全が確保されていることが大前提となります。近年、サッカーゴールの転倒による事故や練習試合移動中の自転車による事故等、部活動の活動中における事故が報道されています。事故を未然に防ぎ、安全な運営のため、学校として以下の取り組みについて徹底します。

### 「安全管理」及び「安全指導」の徹底

- 児童生徒の健康管理を徹底（健康状態の把握と適切な対応・配慮）します。
- 施設・用具の点検と整備（定期的な点検日設定）を行います。
- 天候や気象に留意した指導（熱中症の予防、急激な天候変化への対応）を行います。
- 児童生徒の発達段階に応じた指導と指導内容を設定します。
- 顧問不在時の対応・・・大会前等の特別な事情を除き、活動は行いません。
  - ・大会前等の特別な事情により、活動を行う際は、他の顧問等に指導・監督を依頼します。
  - ・活動内容を修正する等、事故防止について適切な措置を講じます。
- 学校外における活動への対応を行います。
  - ・学校長の事前承認を得るとともに、日時、会場、引率者、移動手段等を明確にします。

【学校外における活動に児童又は生徒を引率して行う指導業務】

- 学校外における活動に児童又は生徒を引率して行う指導業務の範囲は、学校を出発してから解散するまでの時間です。
- やむを得ず、学校長の判断により、「現地集合・現地解散」を行う場合には、児童生徒の家から会場までの距離や試合時間、児童生徒の発達段階等の実態等を考慮し、出発から解散まで学校の活動計画に基づく適切な指示や指導をします。会場では、当該校の教員が直接引率し、指導を行います。

【会場への移動手段】

- 学校外の移動手段は、電車やバス等の公共交通機関の利用を原則とします。
- 市内及び近隣の練習試合会場等への移動手段として、中学生がやむを得ず自転車を利用する場合は、学校長及び保護者の事前の承諾が必要です。その上で、必ずヘルメットを着用します。
- 部活動の移動手段として、自転車の利用を学校長が認め、移動中に転倒等の事故により自身が怪我をしますと「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付対象となりますが、生徒が加害者となり、相手に怪我を負わせた場合は給付対象とはなりません。移動手段として自転車を利用する場合は、利用者である生徒が加害者となった場合を想定し、生徒本人が賠償の補償される保険に加入する等の対策が必要となります。

- ・受益者負担の観点から、保護者に自転車損害賠償保険の加入または見直しを勧める等の対策を講じます。
- ・保護者の加入している損害賠償保険の特約保障や自転車販売店の車両点検（TSマーク）等により対応します。

＝熱中症対策＝

本市では暑さ指数を計測できる熱中症指標計等を活用し暑さ指数を測定します。熱中症発生の危険性を把握して、活動中止等を判断します。

- ・児童生徒への健康観察等の健康管理を徹底します。
- ・定期的な休憩と水分補給を行います。
- ・ランニング等の「繰り返し」を控えます。

熱中症予防の運動に関する指針

気温(参考)	WBGT温度	熱中症予防運動指針
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)

(公財)日本体育協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」  
※WBGTとは、暑さ指数のこと。

## 事故が起きた場合

### 【救急車要請の目安】

- 意識喪失の持続 ○ショック症状の持続 ○けいれんの持続 ○激痛の持続
- 多量の出血 ○骨の変形 ○広範囲のやけど ○大きな開放性損傷
- 頭部打撲・頸椎損傷・内臓破裂等の重大事故の恐れのある状況

### 【教育委員会（保健体育安全課）へ報告する事故】

- 頭部・顔面・脊椎・腹部等の体の正中線上の負傷
- 入院を伴う負傷事故
- 安全管理や安全指導上問題があると思われる事故

### 【災害共済給付の対象となる教員の適切な指導の下での部活動】

- 常時、教員の直接の引率や監督指導がなされている活動。
- 活動場所の距離や実施時間、児童生徒の発達段階等の実態等から学校側の判断により教員の直接の引率・監督指導等がなされなかった場合でも、「出発から解散まで活動計画に基づいて適切な指示や指導がなされている」と解される場合は対象とみなされます。

## (3) 児童生徒のニーズを踏まえた環境の整備

少子化に伴い、部活動に参加する生徒の減少や顧問教員の不足により、部活動の設置数が減少しています。部活動を取り巻く様々な課題を解決するため、合同部活動等の取り組みを進めていきます。

その際、基本的に練習は合同で行いますが、大会への参加については、各学校での引率が必要となります。（中学校体育連盟主催大会等）

部活動充実の観点から、保護者の理解と協力はもとより、学校や地域の実態に応じて、地域の方々の協力、社会教育施設の活用やスポーツ団体・社会教育関係団体等との連携、民間事業者の活用等、学校と地域が共に児童生徒を育てるという視点に立ち、協働・融合した持続可能な環境整備を進めていきます。

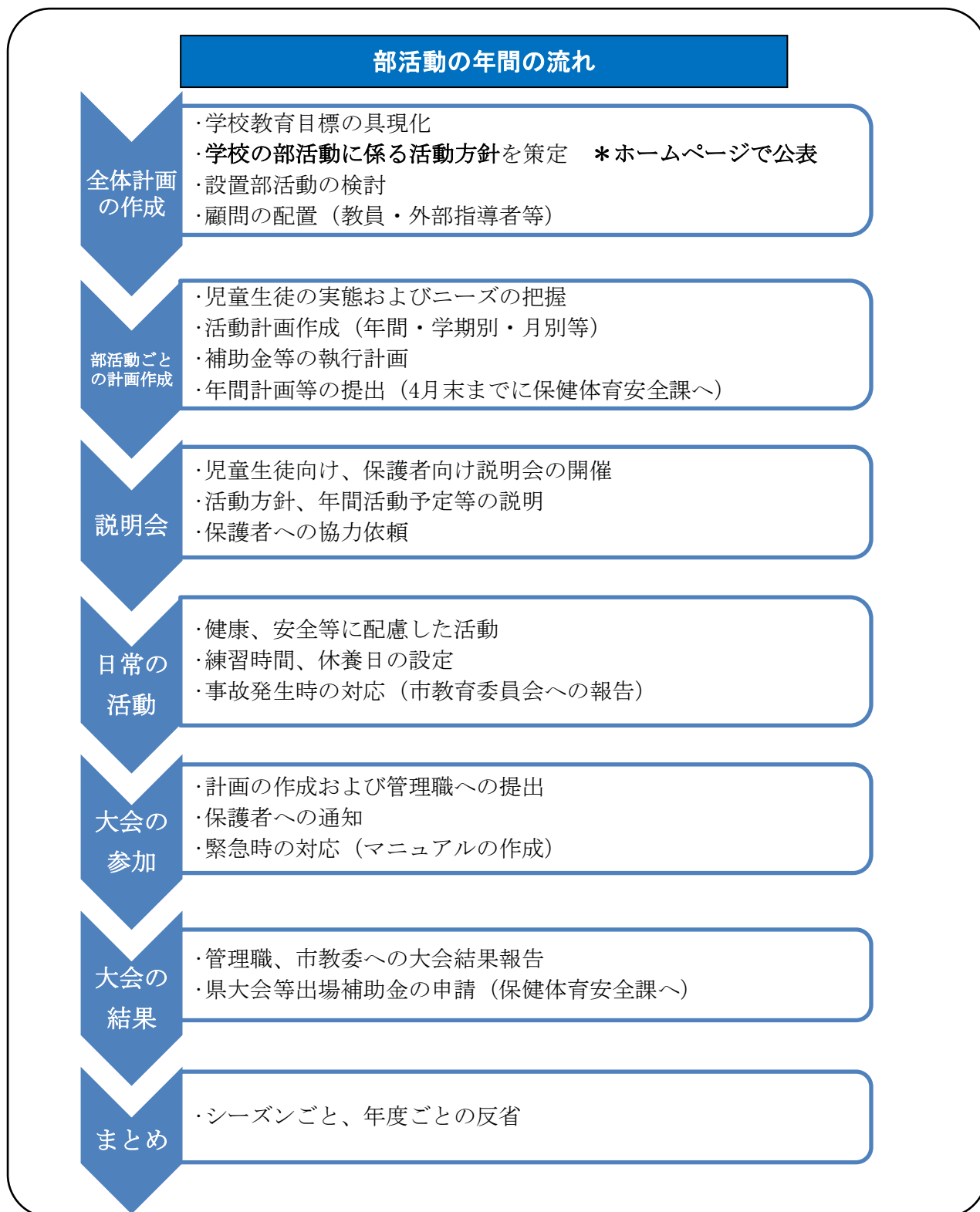
浦安市小中学校体育連盟は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会等を精査します。

※中学校の部活動の大会開催については、千葉県小中学校体育連盟市川・浦安支部に所属しており、市単独の小中学校体育連盟にも加入運営していることから、大会が他市に比較しても多いという状況にあります。



## 2 部活動を計画的に運営するために

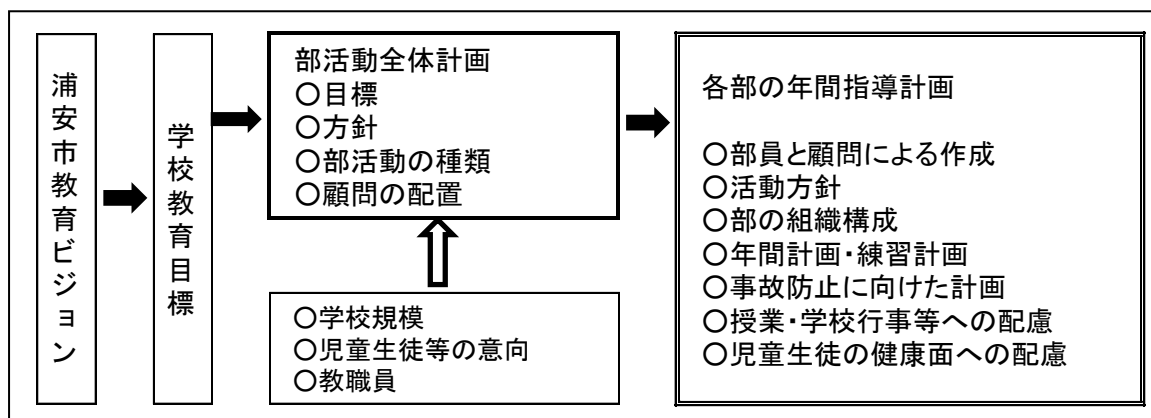
部活動の運営にあたっては、教育課程との関連を図りつつ一年間を見通して、意図的・計画的に運営するとともに、保護者や地域の方々の協力を得ながら効果的な活動を推進します。



## (1) 部活動全体計画・各部の年間指導計画の立案

校長は、部活動全体計画について、学校組織全体での運営や指導の目標、活動方針を検討し作成します。各学校においては、全職員が部活動の意義を理解するとともに、情報を共有し、学級担任と部活動顧問や顧問同士が相互に理解・支援し合う等、組織的に取り組みます。

★部活動全体計画の提出…4月末日までに市教委（保健体育安全課）へ



## (2) 適切な運営のための体制整備

### 校長が行うこと

- 本運営の指針に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定します。また、顧問教員に、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成させ提出させます。
- 「学校の部活動に係る活動方針」については、ホームページで公表し、毎年度見直します。各部活動の活動計画（年間・月間）等は、保護者に周知します。
- 顧問教員の決定にあたり、学校の校務全体が効率的・効果的に実施されるよう、業務分掌や経験等を考慮して行います。また、必要に応じて、教員や児童生徒の数、施設面、多様なニーズ等を鑑みて、部活動の数が適正であるか検討します。
- 毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、児童生徒が安全に活動を行うことができるようにするとともに、顧問教員の勤務時間管理等を行いながら、負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行います。
- 各部活動が参加する大会等を把握し、週末等に開催される様々な大会に参加することが、児童生徒や顧問教員の過度な負担とならないよう参加する大会等を精査します。

### (3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

#### 適切な指導

校長及び部活動顧問は、「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年文部科学省)や、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁)、「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」(平成30年6月千葉県教育庁)、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月文化庁)及び本運営の指針に則り、児童生徒の心身の健康管理や事故防止に万全を尽くすとともに、体罰やハラスメントの根絶を徹底します。

特に運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を高めるために、休養を適切に取ることが必要であることや、過度の練習はスポーツ障害や外傷のリスクを高めてしまうこと等を正しく理解して指導します。

また、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、活動を続けていけるように留意します。

さらに、短時間で効果が得られる合理的でかつ効率的な指導を行うことができるよう努めます。併せて、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を身に付けたうえで指導を行います。

#### 体罰の根絶等

体罰は、学校教育法で禁止されており、人権尊重の精神に反し、絶対に許されないことです。部活動顧問は、いわゆる「勝利至上主義」に偏るあまり、児童生徒の人格を傷つける言動や体罰を厳しい指導として正当化することは、決して、あってはならないものです。校長は、全職員で共通理解のもと、体罰の根絶を徹底します。

また、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントによって、児童生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがないように併せて配慮します。

## (4) 顧問の負担軽減

### 複数顧問制の推進 . . . 学校のサポート体制の構築

- 部活動顧問の負担を軽減します。
- 体罰や暴力行為等の不適切な指導を抑制します。
- 児童生徒の相談や保護者への対応、事故発生時の緊急対応にも有効です。
- 生徒指導面でも有効です。

### 外部指導者等の活用 . . . 学校・地域との連携

- 部活動顧問の状況や児童生徒のニーズ等への対応を図ります。
- 優れた指導技術を効果的に活用します。
- 部活動指導員（国・県の事業）の導入についても検討していきます。  
※部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する」学校の職員です。

## 浦安市小・中学校部活動指導者派遣事業

- ・部活動の振興を図るため、豊かな見識を有し、社会的に信望のある方々を学校長の推薦により派遣する事業です。
- ・公立小・中学校の常勤職員以外の方で、当該校の教育方針を理解し、専門的な技術指導ができる人材の派遣を行っています。
- ・派遣に要する経費は教育委員会で負担します。負担の金額や上限回数は市職員と一般社会人で異なり、年度ごとに事務要領で定めています。

### <外部指導者派遣事業の概略>

- ①指導者の選定、申請書の作成・提出※4月中旬までに保健体育安全課へ提出
- ②派遣の承認、指導者への委嘱
  - 【スポーツ安全保険への加入】
    - 外部指導者はスポーツ安全保険に加入します。（一括加入）
  - 【派遣回数及び条件の設定】
    - 社会人指導者、市職員・非常勤職員の別があります。
- ③実績報告書の作成、提出、経費の支出 ※学期毎に報告書作成・提出します。

## (5) 運営経費の適切な管理

保護者が負担している部費や市から学校に補助される各種補助金は、校長の責任のもとに計画に沿って会計事務が行われるものであり、その管理執行は学校徴収金の性格を持つと言えます。

各学校においては、それぞれの経費の管理・運用にあたり、市教委が策定の「学校徴収金事務処理マニュアル」に基づき、管理職と顧問の共通認識のもと会計処理の適正化・透明化を図り事務処理を行うことが大切です。

### 部費等の保護者から徴収する経費について

- 計画的な徴収・・・保護者への「通知」、「領収書」の発行
  - 現金の管理・保管・・・保護者による管理（監査含む）
  - 執行及び出納・・・「領収書」の受領、「出納簿」への記載
  - 会計報告・・・保護者への「会計報告」の「通知」
- ※徴収にあたっては、保護者に過度の負担とならぬよう配慮します。

### 市からの補助金等について

#### 浦安市立学校部活動奨励補助金

- <趣旨>
- 学校教育活動の一環である部活動を奨励・助成するものであり、予算の範囲内で市立中学校の部活動のための経費の一部に対して補助するものです。
- <対象となる費用科目>
- ・大会参加費、チーム登録料及び手続きに係る手数料（振込料等）
  - ・交通費                      ・部活動で使用する消耗品
  - ・学校所有物として生徒に貸し出すユニホーム等
- ※個人の所有物（ユニホーム、スパイク等）は対象外
- ★年3回、保健体育安全課により執行状況及び出納管理の監査を実施

#### 浦安市立学校県大会・関東大会・全国大会出場補助金

- <趣旨>
- 市立小・中学校が県大会・関東大会・全国大会出場権を勝ち得た栄誉を称賛し、予算の範囲内で大会に出場する経費に対して補助するものです。
- <対象となる費用科目>
- ・登録選手及び外部指導者（市派遣）の交通費と宿泊費

### 市川・浦安支部小中学校体育連盟大会経費

#### <趣旨>

○千葉県小中学校体育連盟市川・浦安支部の総合体育大会及び新人大会の経費です。

#### <対象となる費用科目>

- ・総合体育大会及び新人大会の運営経費

### 千葉県小中学校体育連盟加盟負担金

#### <趣旨>

○千葉県小中学校体育連盟への市川・浦安支部から分担された負担金を支出するものです。

#### <対象となる費用科目>

- ・千葉県小中学校体育連盟への加盟負担金
- ・支部事業運営費負担金

## 浦安市部活動の在り方検討委員会

平成30年度

所 属	役 職	氏 名
教育委員会 教育総務部	部長	岡部 浩
入船中学校 (小中学校体育連盟)	校長 (委員長)	横山 隆英
堀江中学校	校長 (中学校代表)	桂林 良哉
東野小学校 (小中学校体育連盟)	校長 (副委員長)	大和 利光
明海中学校	教頭 (中学校代表)	山田 裕弘
日の出小学校 (小中学校体育連盟)	教頭 (副委員長)	百瀬 聡
小中学校体育連盟 専門部	小学校代表	西原口 真弘
小中学校体育連盟 専門部	中学校代表	山崎 達哉
教育委員会 教育総務部	次長	本田 恭代
教育委員会 教育総務部	次長	大友 隆司
教育委員会 保健体育安全課	課長	長島 功行
教育委員会 学務課	課長	鈴木 孝一
教育委員会 指導課	課長	菅原 満
教育委員会 教育政策課	課長	醍醐 恵二
教育委員会 生涯学習課	課長	島崎 浩一
教育委員会 市民スポーツ課	課長	望月 勇人
教育委員会 保健体育安全課	主幹	亀山 さゆり
教育委員会 保健体育安全課	課長補佐	矢ヶ部 潤之介
教育委員会 指導課	係長	瀬尾 宏枝
教育委員会 保健体育安全課	主任主事	小川 真輝